

### 移転価格税制の同期資料の管理強化について

2010年7月12日に同時文書検査に関する通知（国家税務総局は、国税函[2010]323号）が公布され、移転価格税制の同時文書の管理を強化する方針が示されています。

ここで、企業の同時文書の準備状況及び存在する問題を把握するため、税務総局は全国で同時文書の準備状況についての抽出検査を行うことを明確にしております。

既に日系企業で調査を受けている企業が出てきておりますので、対象となる可能性がある場合には、準備を開始するなど今後の対応を検討するなどご注意ください。

#### 1. 概要

今回の通知では、企業の同時文書の準備状況や、問題を把握することを目的として調査を行うことを明確にしています。

従って、今まで以上に移転価格同時文書の調査は増加することは間違いないと考えられます。

また、一定の要件を満たす場合には、同時文書の備え付けを免除されます（下記2. 同時文書の備え付けが免除される場合参照）が、免除要件を満たしていると思われる会社であっても今回の通知の交付後、調査を受けているケースがあるようです。

また、対象年度は、2008年度及び2009年度の両納税年度を対象としていますが、実際には、それ以前の期間についても調査の対象としている場合があるので注意が必要です。

#### 2. 同時文書の備え付けが免除される場合

同時文書の備え付けが免除される企業については、以下のとおり整理いたします。

- (1) 関連会社との売買金額が年間2億円以下、かつ、役務提供や無形資産等の取引が年間4千万元以下であること
- (2) 関連取引が事前確認の実施範囲に含まれていること
- (3) 外資持分割合が50%未満、かつ国外関連者との取引がないこと

しかしながら、新通知では、『**限定された機能およびリスクを負担する企業に損失が生じた場合には、同時文書作成の基準に達しているか否かにかかわらず、損失が生じた年度については同時文書およびその他の関連資料を準備するとともに、翌年の6月20日までに主管税務機関に報告送付すること。**』と規定されています。このため、上記3要件に該当する企業であっても、限定された機能及びリスクを負担する企業で赤字である場合には同時文書の作成及び提出が義務付けられたこととなります。

#### 3. 限定した機能及びリスクを負担する企業とは

今回の通知では「限定された機能およびリスクを負担する企業」について具体的に明示されていませんので、現段階では以下の規定を参照して判断されるものと思われます。

- (1) 『特別納税調整実施弁法（試行）』（国税発[2009]2号）39条
- (2) 『**関連者の注文書に従って加工製造を行い、経営の意思決定、製品の研究開発、販売等の機能を担わない企業は、意思決定の誤り、操業度の不足、製品の滞留等を原因とするリスク及び損失も負うべきではなく、通常一定の利益率を維持しなければならない。**』
- (3) 『**単一生産機能のみを有する外商投资企业と外国企業の納税状況の調査に関する通知**』（国税函[2007]236号）『**外商投资企业は国外親会社の全体経営計画に基づき製品注文書に従い、製品の加工製造に従事し単一の生産機能のみを有し、経営政策の決定、製品の研究開発、販売等の機能をすべて国外親会社及びその他の関連会社が担当する。これらの企業が経営政策の決定、市場開拓、販売等の機能を有しないため、グループ企業の経営政策決定の誤り、稼働不足、製品販売不振等により生じたリスク及び損失を負担すべきでない。**』

当該通知における「限定された機能及びリスクを負担する企業」の意義について、今後何らかの通知等において明確にされる可能性はあると思われますが、移転価格税務調査の現場では中国の税務当局側は、一般的に外商投资企业は「限定された機能およびリスク」しか負担していないと考える傾向にあります。このため、赤字企業である場合には、移転価格の文書化の準備をされた方が望ましいものと思われます。